



むくげ

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113  
奈良県 城市北花内  
281番地22

TEL 0745(69)8282  
FAX 0745(69)7377  
自宅 0745(69)2174

## 9月の税務と労務

- 国税 / 8月分源泉所得税の納付 9月12日
- 国税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月30日
- 国税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) September

19日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

## マルサ

国税局査察部の隠語。映画「マルサの女」で一般にも知れ渡りました。通常の税務調査が任意であるのに対して、マルサの調査は捜査令状に基づく強制力を持っていることから強制調査と言われています。国税庁によると、査察により判明した脱税額は、平成16年度で282億円にのぼっています。

ワン  
ポイント

# 小切手と手形

## の基礎知識

その種類、不渡り、盗難・紛失

企業間の取引では、手形や小切手は必要不可欠のものとなっています。ここでは、手形・小切手について説明します。

### 【一般線引小切手】

小切手の表面の上部に斜めに二本の平行線が引かれたものが線引小切手と呼ばれるものです。平行線の間には「銀行渡り」「銀行」「BANK」などの文字があるものが普通ですが、何も書かれていないものもあります。これらは、一般線引小切手といえます。

この、二本線が入っていない小切手の場合、それを持っている人

が支払銀行へ持っていけば、誰でもお金が支払われます。このため、小切手が不正に入手された場合でも簡単に現金に換えてしまうことができます。

ところが、二本線が入った小切手の場合、支払銀行は、所持人から取立を依頼された銀行、または支払銀行と直接取引のある人になります。つまり、線引小切手を受取った人は、自分の預金口座のある銀行に小切手の取立を依頼しなければならぬので、支払先が明確になり、安全性が確保されるのです。

### 【特定線引小切手】

上記と同じ二本線の中に、特定



の銀行名を記入したものを特定線引小切手と呼んでいます。特定線引小切手の場合、支払銀行は、そこに書かれた銀行にしかお金の支払ができなくなりますので、支払われる先はさらに限定されることとなります。

小切手を受取ったら、すぐにこのような平行線を引き、中に自分の取引銀行名を記入するのが一番安全で、実務には、この特定線引が多く用いられています。

線引は振出人がすることもでき、普通の小切手を受取った人が、それを線引小切手に、さらに特定線引小切手にすることも自由です。

### 【自己宛小切手】

支払銀行が振出人になっている

小切手のことをいいます。銀行が自分（銀行）に対して支払を依頼するので、「自己宛」というわけです。実際に利用する人は、前もって銀行にお金を払い込んで、自己宛小切手を作ってもらいます。「預金小切手」または、略して「預手（よて）」ともいいます。自己宛小切手は銀行が振出人ですから、間違いなく支払を受けられるので、多額の支払を現金でする代わりによく用いられます。

### 【約束手形】

約束手形は、振出人が受取人に対して満期日に一定の金額を支払うことを約束する形式のもので、商取引における決済手段として広く利用されています。手形は、それを受け取った後に、さらに裏書して他へ譲渡することもできます。しかし、裏書譲渡すると、万一、振出人が支払をしなかった場合、被裏書人に対して支払い義務を負うこととなります。

手形は、その流通性を高めるために、その効力については原因関係の効力とは切り離されます。したがって、いったん手形が振り出されると、その原因関係が無効に

なつても、それによつては、手形は何らの影響も受けず、手形が第三者の手に渡つたときには、その第三者に対しては、振出人として手形金の支払をしなければなりません。

そこで、手形を振り出すときは、現金を渡すのと同じように、間違ひなく決済できるもののみにすることが大切です。

#### 手形・小切手の不渡り

手形・小切手は、振り出した以上は決済ができないと不渡りとなり、銀行取引停止処分という厳しい制裁を受けることとなります。

#### 【不渡りの種類】

不渡りには、大別して次の三種の種類があります。

**第一号不渡り**と呼ばれるもので、当座預金の残高が不足している場合と、振出人と取引がない場合の二つがあります。**第二号不渡り**と呼ばれるもので、手形・小切手が支払銀行に呈示されたときに支払う残高はあるけれども支払いたくない事情があつて不渡りにするということです。たとえば、納品された品物にキズがあり支払

わないというものです。この場合、手形金額と同額の金額を支払銀行を通じて手形交換所に提供すれば不渡り処分は猶予されることになっていきます（異議申立提供金制度）。

**0（ゼロ）号不渡り**と呼ばれるもので、呈示された手形に必要な記載事項が欠けている場合です。

不渡りを出すと、銀行取引ができなくなるといわれていますが、0号不渡りの場合は不渡り処分にはなりません。処分対象となるのは第一号不渡りと第二号不渡りの場合です。そして、六ヶ月間に二回以上の不渡りを出すとその振出人は銀行取引停止処分になります。

#### 【不渡りを受けたら】

第一号または第二号不渡りとなつた手形・小切手でも、その所持人に支払を受ける権利があることや振出人に支払い義務があることに変わりはありません。

このため、不渡りになつた所持人は、振出人に対して直接支払いを請求することができ、また、裏書人がある場合は、裏書人に対しても請求（遡及）できます。そして、遡及を受けて支払つた裏書人は、その前の裏書人に同じように

請求（再遡及）でき、結局、最終的には振出人に請求されることとなります。

#### 手形・小切手を

#### 受取つた場合の注意事項

手形・小切手を受取つた場合、署名が完全であるかをまず確認しなければなりません。その他、特に注意しなければならない点は次のとおりです。

#### 金額が訂正されていないか

金額の訂正された手形・小切手も法律的には有効ですが、銀行はこうした手形・小切手は安全性の面から支払わないことになっています。

振出日の日付が満期日よりも前になつているか

振出日の日付が満期日の日付より後になつていると法律的に無効な手形になっています。

受取人名と第一裏書人名が同一か

これが不一致の場合、「裏書不備」の理由により支払を受けられなくなつてしまいます。

#### 手形・小切手の紛失・盗難の場合

手形・小切手を紛失したり盗難

にあつた場合には、直ちに取引銀行（振出人が当座預金を開設している銀行）に「事故届」を出します。同時に警察に「紛失届」または「盗難届」を出します。

手形・小切手の紛失・盗難の場合は、まず銀行と警察への届出が肝心ということになります。こうしておけば、後日その手形・小切手が不正な者から呈示されたとしても、取引銀行は支払いません。

ただし、この場合、紛失・盗難の手形・小切手と同額の金額を取引銀行に預託しないと振出人が銀行取引停止処分を受けることがあります。預託した金銭は、手形交換所の定める手続きにより後日返還されます。

手形・小切手の紛失・盗難の際、今後のためにその手形・小切手を無効とする裁判所の判決を「除権判決」といいます。この判決を得るためには、事前に裁判所の「公示催告」という手続きが必要になります。そして、この公示催告期間中（六ヶ月）に何も知らずに紛失・盗難の手形・小切手を受取つた人が現れた場合、除権判決を得ることはできません。

## 居住用不動産の譲渡所得 計算における取得費

事業所得や不動産所得の計算における必要経費については、わりと細かく計算される方が多く見受けられますが、居住用不動産の譲渡所得計算における取得費については、簡単に「不明」と判断し、譲渡対価の5%（概算取得費）で申告される方が多いようです。譲渡物件が先祖代々引き継がれているものなら止むを得ませんが、せめて自分で取得した資産については、正しく計算し節税したいものです。取得費の計算方法は以下のとおりです。

土地は、使用又は期間の経過によってその価値が減少する性格の資産ではないので、その取得に要した金額は購入金額と下記ア～オの付随費用等の合計額となります。

- ア 購入手数料等
- イ その居住用土地の取得のために借り入れた資金の利子のうちその資金の借入れの日からその資産の使用開始の日までの期間に対応する部分の金額
- ウ 登録免許税、不動産取得税
- エ 居住用不動産の取得をする契約を解除して他の居住用不動産を取得することとした場合に支出する違約金のうち土地に係る部分
- オ 建物付土地を取得し、その取得後概ね1年以内にその建物の取壊しに着手するなど、その取得が土地を利用する目的であることが明らかである場合のその建物の取得価額及び取壊費用  
建物は土地と異なり、その使用又は期間の経過により減価する資産ですので、その取得費は次のように計算します。

取得費＝〔取得に要した金額＋設備費＋改良費〕－（減価の額）

減価の額＝〔取得に要した金額＋設備費＋改良費〕×0.9× $\left\{ \begin{array}{l} \text{同種の減価償却資産の耐用年数に1.5を乗じて} \\ \text{計算した年数に対応する定額法の償却率} \end{array} \right\}$ ×〔経過年数〕

（注）1 1.5を乗じて計算した年数の1年未満の端数は切り捨てます。また、経過年数の6月以上の端数は1年として、6月未満の端数は切り捨てます。  
2 平成10年以後の譲渡については、改正後の耐用年数を適用して「減価の額」を計算することとなります。

## 建物賃貸借契約の解除等に伴う立退料の取扱い

建物賃貸借契約の解除等に伴い收受する立退料は、「借家権の譲渡対価」という考え方と「損害賠償金」という考え方がありようです。

消費税法上は、この收受した立退料を、借家権の譲渡対価として捉えれば、「課税売上」と、また、損害賠償金と捉えれば、「課税対象外取引」となります。

実に大きな問題ですが、消費税法上、立退料は、賃借権の消滅、収益、移転費用に対する補償の性格と認

め、資産の譲渡等の対価に該当しないものとされています。

ただし、賃借人が賃貸借契約を解除せず、その賃借人が有する賃借権を賃貸人以外の第三者に譲渡した場合には、例えその対価を「立退料」として收受しても、それは費用や損失の補償とはいえず、明らかに借家権の譲渡対価となり課税対象と取り扱われます。



### 家族が所有している建物でも償却できます!!

所得税法では、事業所得や不動産所得の計算上、同一生計親族に支払う家賃や管理費などの経費は、青色事業専従者給与、事業専従者控除を除き、必要経費に算入することはできません。

しかし、その同一生計親族が支払う経費がある場合には、その経費は事業所得等の計算上、必要経

費とされます。

たとえば、妻所有の建物で夫が事業をしている場合、妻に対して家賃を支払っても所得税法上、必要経費とは認められません。その建物の固定資産税や減価償却費などは夫の事業所得の計算上、必要経費に算入されることとなります。

なお、妻に対して家賃を支払っていない場合もこれらの経費は夫の事業所得の計算上、必要経費に算入されます。